

令和2年(ワ)第2509号
原告 株式会社ウルフアンドカンパニー
被告 天羽優子

証拠説明書 3

令和3年7月20日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽優子

乙号証	標目	原本・ 写しの 別	作成年月日	作成者	立証趣旨
12	民法(1)総則 第4 版増補補訂版(有 斐閣双書, 有斐閣, 2000年)	写し	2021/07/05	被告	法人が, 自然人以外のもので, 法律上権 利・義務の主体となる(法が権利能力を 付与した)ものであること, それゆえに, 精神的苦痛の損害賠償(慰謝料請求権) のような権利を享有しえないこと。
13	会社法 第三版 (法律学講座双書, 弘文堂, 平成14 年)	写し	2021/07/05	被告	会社が法人格を有すること, 及び, 自然 人ではないので生命, 身体, 親族等に関 する権利義務の主体となることができな いこと。

以上